

令和元年 12 月 27 日  
東京税関業務部

関係各位

バター及びイヌリンに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

本年度の初日から同年 11 月末日までの関税暫定措置法別表第 1 の 6 の 11 の項及び 20 の項に掲げる物品（バター及びイヌリン）の輸入数量が、同法第 7 条の 3 第 1 項に規定する輸入基準数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、令和 2 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間、当該物品について特別緊急関税が発動されることとなりました。

発動後に NACCS で申告する場合の品目コードについては、NACCS 掲示板で確認願います。

なお、関税暫定措置法第 7 条の 3 第 2 項第 6 号（発動日前に本邦に向けて送り出された物品）の規定を適用して申告する場合は、マニュアル申告となりますので注意願います。

【発動内容】

- 関税暫定措置法別表第 1 の 6 の 11 の項及び 20 の項に掲げる物品（バター及びイヌリン）  
（関税割当を受けて輸入するものを除く）

品目		発動前	発動後
バター	0405. 10-129 0405. 20-090 0405. 90-190	29. 8%+985 円/kg	39. 7%+1, 313. 33 円/kg
	※調整金を含む		
	0405. 10-229 0405. 90-229	29. 8%+1, 159 円/kg	39. 7%+1, 545. 33 円/kg
	※調整金を含む		
イヌリン	1108. 20-090	119 円/KG	158. 67 円/KG

問合せ先  
東京税関業務部通関総括第 1 部門  
電話：03-3599-6337